

議案第 5 5 号

損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を定める。

平成 2 9 年 3 月 1 3 日提出

飛驒市長 都 竹 淳 也

1 損害賠償の理由 平成 2 9 年 1 月 1 7 日午後 5 時 1 5 分頃、飛驒市宮川町森安地内の市道林森安線において、同路線平和橋を西側から国道に向かって走行していた普通自動車に、橋の上部に着雪した雪が落下し、同車両を損傷させた。

2 損害賠償の額	金 5 2 2 , 3 2 0 円
上記金額の内訳	車両修理費 4 6 4 , 0 0 0 円
	代車費 5 8 , 3 2 0 円
相手方の過失割合	0 % 0 円
飛驒市の過失割合	1 0 0 % 5 2 2 , 3 2 0 円

3 損害賠償をする相手方の住所及び氏名

[Redacted]

[Redacted]